

平成27年度
第2回高松市国分寺地区地域審議会
会 議 録

と き：平成27年11月12日（木）

と ころ：国分寺会館 2階 会議室

平成27年度 第2回高松市国分寺地区地域審議会 会 議 録

1 日時

平成27年11月12日(木) 午前10時開会・午前11時35分閉会

2 場所

国分寺会館 2階 会議室

3 出席委員 13人

会 長	土 井 信 幸	委 員	吉 井 清
副会長	中 山 美恵子	委 員	小 松 澄 男
委 員	岡 田 久 子	委 員	塩 崎 孝 博
委 員	佐々木 英 典	委 員	末 澤 進
委 員	谷 上 仁 子	委 員	平 岩 久
委 員	塚 田 昇	委 員	藤 本 稔
委 員	豊 嶋 敦 子		

4 欠席委員 海老野 光子・新居 幹子

5 行政関係者 10人

市民政策局長 城 下 正 寿	地域政策課長補佐 植 田 敬 二
市民政策局次長地域政策課長事務取扱	地域政策課地域振興係長
多 田 雄 治	藤 川 盛 司
政策課長補佐 太 田 昌 秀	

保健センター長	水田 晶	都市計画課長	木村 重之
保健センター 副センター長	土橋 典章	都市計画課長補佐	三宅 秀造
		都市計画係長	大野 宏樹
<hr/>			
6 事務局			
支所長	谷本 裕巳	管理係長	石田 真二
支所長補佐	宮武 和弘	副主幹	山田 隆宏
<hr/>			

7 オブザーバー

高松市議会議員 森川 輝男
高松市議会議員 西岡 章夫

8 傍聴者 1人

会 議 次 第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 事

(1) 報告事項

ア 建設計画に係る平成26年度事業の実施状況について

(2) 協議事項

ア 建設計画に係る平成28年度から30年度までの実施事業に関する意見に対する
対応方針について

4 その他

5 閉 会

午前10時 開会

会議次第1 開会

○事務局（宮武） ただいまから、平成27年度第2回高松市国分寺地区地域審議会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては何かと御多忙のところ、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、本地域審議会の事務局として私、宮武が進行させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

開会にあたりまして、土井会長より、御挨拶を申し上げます。

○土井会長 おはようございます。早朝よりお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。平成27年度第2回地域審議会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本日、御出席いただきました、市議会議員の皆様、市職員の皆様には、お忙しい中を御出席いただきまして深く感謝申し上げます。

さて、来年の1月10日をもちまして、高松市と合併し10年を迎えようとしています。

これまで委員の皆様、また、地元関係者の皆様並びに市当局の御尽力によりまして、国分寺地区建設計画に基づき、地域における様々な、まちづくり事業が実施されておりますことは、地元で暮らす住民の一人として大変うれしく思います。

地域審議会におきましては、当初、設置期間10年間とされておりましたが、建設計画等の期間延長に伴い、設置期間を5年間延長されることとなり、大詰めとなりました建設計画につきまして、精力的な取り組みが期待されていますので、関係者の皆様におかれましては、今後とも御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の審議会におきましては、「建設計画に係る26年度事業の実施状況」の報告事項と、先般、皆様方から御意見を賜り10月5日に提出いたしております「建設計画に係る平成28年度から30年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針」につきまして協議をお願いすることとしておりますので、どうか、各委員の皆様には、これらの内容について、忌憚ない御意見を賜り本審議会の審議を進めてまいりたいと思います。

市当局の皆様方には、御無理を申し上げる面もあろうかと思いますが、十分に御検討を

いただき、より良い方向に向けた対応をとっていただきますようお願い申しあげ、開会の御挨拶といたします。

○事務局（宮武） ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、会議の進行等について注意事項なり、お願いをいたしておきます。

合併協議において、本地域審議会の会議は公開することとなっており、傍聴につきましては、傍聴内規を定めておりまして、本日の会議につきましてもこの内規に沿って、傍聴をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

傍聴人の方におきましては、傍聴証の裏面にあります事項を遵守していただきまして、審議会の審議を妨げることはないよう、よろしくお願いたします。

また、本地域審議会の会議につきましても、会議録を作成することとなりますので、御発言をされる場合には、まず、議長の許可を得た後、誠に恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから、御発言をされますようお願いを申しあげます。

それでは、以後の進行につきましては、本審議会設置並びにその組織及び運営に関する協議規定によりまして、土井会長に、会議の議長をお願いいたします。

会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（土井会長） それでは、本地域審議会の協議第7条第3項の規定により、「会長は、会議の議長となる」とありますので、これ以後の議事について、議長を務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願い申しあげます。

次に、委員の出席状況でございますが、海老野委員さんと新居委員さんの両名の方から、欠席されるとの御連絡をいただいております。したがって、15名の委員の内、現在、13名の出席となっており、本審議会協議第7条第4項の規定によりまして、会議は成立していることを報告いたします。

それでは、まず会議録署名委員さんの指名をさせていただきます。

会議録署名委員には、本審議会の名簿順をお願いしておりますので、本日は、吉井委員さん、小松委員さんをお願いいたします。よろしくお願いたします。

会議次第3 議事

○議長（土井会長） それでは、これより議事に移らせていただきます。

本日の議事でございますが、次第のとおり報告事項1件、協議事項1件の案件がございます。まず、会議次第3(1)の報告事項から、順次担当課より説明をいただき、説明終了後に、御質問と御意見をお受けしたいと思います。

なお、時間の関係もございますので御質問と答弁につきましては、簡潔にお願いいたします。

それでは、報告事項アの建設計画に係る平成26年度事業の実施状況につきまして、地域政策課の方からお願いいたします。

○多田市民政策局次長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○多田市民政策局次長 市民政策局で地域政策課を担当しております多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、私以降、職員の説明につきましては、座って説明をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、報告事項アの建設計画に係る平成26年度事業の実施状況につきまして、説明させていただきます。

お手元に、A3サイズの資料が2種類あると存じますが、その内、資料1の建設計画に係る平成26年度事業の実施状況調査書（国分寺地区のみの事業）をお願いいたします。

この資料でございますが、一番左側のまちづくりの基本目標として、連帯のまちづくりから参加のまちづくりまで、5つの基本目標ごとに、施策の方向、施策項目、事業名、26年度事業の実施状況を記載し、26年度の予算現額と26年度の決算額を対比させるとともに、27年度へ繰越した事業につきましては、その額と事業の概要を記載しております。

時間の関係もございますので、逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の「26年度決算額」を申しあげますと、まず、まちづくりの基本目標の連帯のまちづくりでは、「精神障害者福祉の推進」として、精神障害者共同作業所「おへんろの駅こくぶ」の運営助成に518万円、「保育所の施設整備」として、国分寺南部保育所便所の改修に896万5千円、国分寺北部保育所屋上防水改修に820万5千円、「特別保育」として、障がい児保育・地域子育て推進事業などに660万6千円、「人権教育の推進」として、みんなで人権を考える会2014・市民講座・研修会の開催などに484万8千円ござい

ます。

次に、循環のまちづくりでは、「水道管網の整備」として、老朽ビニル管の更新・配水管の布設などに4,051万円、「中継ポンプ場運営管理費」として、運転管理に308万9千円、「下水道汚水施設の整備（西部処理区）」として、汚水管渠工事に4,853万2千円、「合併処理浄化槽設置整備事業」として、47基の浄化槽設置助成に、1,341万3千円などがございます。

次に、連携のまちづくりでは、「特別支援学級の設置」として、国分寺北部小学校に1学級の新設と国分寺中学校に2学級の新設に263万7千円、「幼稚園の整備」として、国分寺南部幼稚園便所改修に1,777万1千円、「特別史跡讃岐国分寺跡・史跡国分尼寺跡の保存整備」として、保存事業に1,722万円、「史跡まつりの開催・讃岐国分寺跡資料館の運営・充実」として、企画展・こども力餅大会の開催、常設展示の充実などに合わせて962万7千円、「音の祭りの開催」として、国分寺ホールにおいて地元和太鼓団体とのコラボレーションも行うコンサートの開催に210万円などがございます。

次に、交流のまちづくりでは、「特産品の情報発信イベントの開催」として、グリーンフェスタ国分寺の開催補助に220万円、「松くい虫の防除」に508万円、「国分寺町まつり・冬のまつりの開催」として合わせて966万円の事業補助、「市道の整備」として、塔原空路線・南部中央線などの整備に9,042万6千円、「国分寺町コミュニティバス運行事業」として、運行に対する補助金として849万6千円、「JR端岡駅周辺整備事業」として、駅北回転広場の詳細設計・アドバイザー派遣経費に275万9千円などがございます。

次に、参加のまちづくりでは、「国分寺南部コミュニティセンターの耐震補強等工事」に1億336万円がございます。

以上、連帯のまちづくりから、参加のまちづくりまでの決算額を合わせまして、総額で、4億1,276万1千円を26年度において執行いたしましたものがございます。

また、右の端の「27年度への繰越額」の欄に記入のある事業につきましては、26年度内の事業の完了に向けて、鋭意、取り組んできましたが、結果として、どうしても年度を繰り越して、事業の実施を図る事情が生じたものであり、予算を27年度に繰り越したものでございまして、その総額は、1億7,836万8千円となっております。

以上が、平成26年度事業の実施状況でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（土井会長） 以上で、建設計画に係る平成26年度事業の実施状況（地区のみの事業）につきまして説明いただきましたが、ただいまの報告事項アの説明に関して、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

○末澤委員 議長。

○議長（土井会長） はい、末澤委員。

○末澤委員 末澤です。ただ今の、資料の1のところ、JR端岡駅周辺整備事業の中で、詳細設計とありますが、これは、閲覧はできますか。これが1点です。

次に、資料1の1番に、高齢者ということばが出てきておりますが、このところで、直接、質問にならないかもしれませんが、実は国分寺社会福祉センターのオープンが1月ということで、利用について問い合わせたところ、落成式が12月24日、オープンが1月4日とのことで、その内容については、週2回行っているディサービスのみで、その他の部分については、今、運用細則について検討中であるので詳しいことは返事できかねるとのことで、実際に住民の人が利用できるのは、4月以降との回答があったのですが、資料とは直接関係ないかもしれませんが、答えられる範囲でお答えいただければ幸いですのでお願いします。

○議長（土井会長） はい、それでは、駅前広場の方からお願いします。

○木村都市計画課長 はい、議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○木村都市計画課長 都市計画課の木村でございます。よろしくお願いたします。

まず、1点目の御質問です。資料1の2枚目の交流の中の、利便性の高い交流基盤に支えられたまちづくりの都市基盤整備JR端岡駅周辺整備事業の26年度事業の詳細設計（駅北回転広場）についてでございますが、詳細設計の図書の方は、市役所の方で御覧いただけます。

○末澤委員 はい、分かりました。

○議長（土井会長） 続きまして、高齢者の件についてお願いします。

○多田市民政策局次長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。ただ今の2点目の御質問でございますが、本日は担当課が参っておりません。詳細確認の後、後日、御回答をさせていただきたいと思っております。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○末澤委員 知りたいのは、運用細則がいつ頃までにできるか、その内容によって、使用できるかどうか分かると思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（土井会長） よろしいですか。他にございませんか。

○塩崎委員 議長。

○議長（土井会長） はい、塩崎委員。

○塩崎委員 道路課が来ていないということで申し訳ないのですが、道路の整備で国分西下所線の測量設計とか用地補償とかが記載されているのですが、予算をどのように使われたのか、内容が分かりませんので一応説明をお願いします。

○議長（土井会長） 道路の整備について分かりますか。

○多田市民政策局次長 はい、道路課の方に内容を確認した上で、分かる資料を提出させていただきたいと思います。

○議長（土井会長） 他にございませんか。特に御発言が無いようでございますので、平成26年度の事業報告は以上で終わります。

続きまして、会議次第3の議事（2）協議事項アの建設計画に係る、平成28年度から30年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針につきまして、地域政策課より全体の説明をいただき、その後、対応調書に基づきまして各担当課から説明をよろしく願いいたします。

なお、説明は資料2、建設計画に係る平成28年度から30年度までの実施事業に関する意見に対する対応調書の掲載順に行うこととします。最初に項目番号1番の地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合についてから順次行います。それでは全体説明を地域政策課からお願いします。

○多田市民政策局次長 はい、地域政策課でございます。

協議事項アの建設計画に係る平成28年度から30年度までの実施事業に関する意見に対する対応方針について説明させていただきます。お手元の、資料2でございます。

この対応調書につきましては、本年9月25日に意見の取りまとめについて御依頼し、10月5日付で御提出いただきました「建設計画に係る平成28年度から30年度までの実施事業に関する意見」に対する対応方針を整理したものでございます。

それでは、項目順に従いまして、それぞれ所管をしております担当課から、説明させて

いただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土井会長） はい、それでは、保健センターの方からお願いします。

○水田保健センター長 保健センターの水田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、項目番号1番の地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合整備についてでございます。

まず、1点目の、他の施設へ変更する計画、施設の閉鎖の可能性についてでございます。これにつきましては、国分寺保健センターについては、総合センター(仮称)の整備までは、地域の保健活動等、従来から行われてきた地域での自主的な保健福祉活動に利用できるよう考えておるところでございます。また、その後の利活用については、地域住民の意見を参考にさせていただくとともに、高松市ファシリティマネジメント推進基本方針、これは、全庁的に公共施設の有効利用、長寿命化等を総合的に検討する考え方でございますが、この基本方針を踏まえ検討してまいりたいと存じております。

次に2点目の、駐車場の縮小の計画の有無についてでございます。駐車場については、保健センター施設と一体のものと考えておりまして、施設の利活用とともに検討してまいりたいと存じております。

次に3点目の、保健センター空調設備の修繕計画についてでございます。空調設備の不具合が生じていることは承知しております。現在、専門業者と適切な対応方法について協議しているところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井会長） はい、ありがとうございました。

続いて、JR端岡駅周辺整備事業についてお願いします。

○木村都市計画課長 都市計画課の木村でございます。

項目番号2番、JR端岡駅周辺整備事業についてでございます。JR端岡駅周辺整備につきましては、本市として、合併の建設計画に位置付けられた重要事項であることから、地元関係者で組織しますJR端岡駅周辺整備検討協議会で整備計画案をとりまとめ、地元説明会を実施しましたが、多数の地権者からの反対意見がありまして、計画案をいったん廃止し、協議会が主体となり新計画案の検討に取り組むこととされたものでございます。

その後の協議会において、新たな計画案の検討を進める中で、駅の北側と南側の事業を分けて取り組むこととされ、駅北側については、整備計画案の取りまとめを終え、用地の取得や、工事着手を円滑に進むよう鋭意取り組んでいるところでございます。

また、南側につきましても、地権者等の御協力を頂き、地元関係者の理解のもとで進める必要があるものと考えており、本市としても地域の代表者と改めて協議するなど、事業の推進に取り組んで参りたいと存じております。

○議長（土井会長） はい、ありがとうございました。

○多田市民政策局次長 はい、議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○多田市民政策局次長 項目番号3番、国分寺北部コミュニティセンター南館の取り扱いについて、地域政策課からお答えさせていただきます。

この国分寺北部会館につきましては、旧国分寺町から北部公民館の分館として引き継いだ施設でございまして、昭和54年に建設された、いわゆる旧耐震基準での建築物でございます。合併直後の平成18年度に耐震診断を行いました。地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険があるとの診断結果が出ております。

また、平成23年度からの国分寺北部公民館のコミュニティセンター化の中で、分館については、他地区のコミュニティセンターとの比較において施設規模のバランスが取れないことから、コミュニティセンターとしての位置づけはしていないところであります。

このようなことから、将来的には施設の廃止を考えているところであり、耐震化ができていない施設を災害に備えた備蓄施設に転用することは困難であると存じております。

当面の施設利用につきましては、地域の皆様と協議させていただきますが、北部コミュニティセンター倉庫の手狭な状況など、施設を取り巻く状況を総合的に勘案する中で、施設の廃止時期について、見極めてまいりたいと存じております。よろしくご意見申し上げます。

○議長（土井会長） どうもありがとうございました。ただいま3件につきまして説明いただきましたが、まず、最初に項目番号1、「地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合整備について」御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○塚田委員 はい、議長。

○議長（土井会長） はい、塚田委員。

○塚田委員 塚田です。先程のセンター長さんの答弁ですけれども。一つは、アンケート調査を行ったことを聞いておりますが、アンケートの内容的なことについては、我々に発表できるのでしょうか。それが1点と、もう一つは、空調について、今、メーカーさんとの調整を行っているという聞いておりますが、1歳半・3歳児健診、乳幼児健診等この冬の寒

い期間の対応をどのように考えておられるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（土井会長） はい、御答弁をお願いします。

○水田保健センター長 はい、まず、最初の御質問の方のアンケート調査ということでございますけれども、これは、総合センター化後の施設の有効利用についてのアンケート調査ということでよろしいでしょうか。

○土橋副センター長 保健センターの土橋と申します。アンケート調査につきましては、市全体の公共施設の有効活用のために、財産経営課の方で不特定多数の方を対象に8月頃にアンケート調査を実施したもので、保健センターに特化したアンケート調査をした訳ではございません。その結果については、今、集計作業に入っていると聞いております。総合センター化後の保健センターの利活用については、保健委員会や食生活改善推進協議会等にお話をさせていただき、その中で御意見を伺っているところでございまして、その伺った意見等も踏まえ、今後の活用のあり方を考えることとしておりますので、当面は、ここにお示ししておりますように自主的な保健福祉活動に利用できるよう考えておるといことでございます。

なお、今後、30年度になりますと総合センターすべてが開設されるということで、それに基づいて保健センターだけではなくて、支所、出張所とかの空き施設も出てきます。その施設をどのように活用していくか、中には耐震の問題もあり廃止しなければならない、あるいは手狭で使いにくい施設もあってそれをどうするか、あるいは余裕のあるものは、他の関係団体の方に活用していただく、あるいは売り払いも行っていくというような作業に入るのですけれども、今は、その作業に入る前段として、関係課と協議を進めて施設をどのように活用していくべきか、内部で検討している段階でございますので、御了解いただければと思います。

○水田保健センター長 アンケート調査の公開でありますけれども、今、全庁的なアンケートを行いましたというお話をさせていただいたので、統括している財産経営課の方のアンケートの扱いについて問い合わせをさせていただいて、それについて御説明できるものかどうか、後日お答えさせていただきたいと考えております。

2つ目の空調設備の関係でございまして、こちらにつきましては、今、センターの方で1歳6か月・3歳児健診の聴力検査などで使用しております、2階の部屋の空調機の方が故障しているということでございまして、なにぶん製品が古いということでございまして、メーカーの方に問い合わせしますと、取替部品の調達がなかなか困難であるとい

うことで、機器類を交換して利用するということが難しいということでございますので、機器類全体を取り換えるという方向で、現在、新しくすることができるかどうかメーカーの方と修理について検討しているところでございます。

○議長（土井会長） はい、塚田委員。

○塚田委員 大変申し訳ないですが、12月が非常に寒いし、1月、2月となると大変なことになるので、できないのであれば他の対策を検討していただければと思います。

○土橋保健センター副センター長 補足説明させていただくのですが、建物自体がコンクリート造りですので、冬場はファンヒーター等を用意させて対応させていただきます。聴力検査で閉め切って利用しなければいけませんので、狭い部屋で、どうしても夏場は非常に熱くなるということで、扇風機も音がして使えない状態になりますので、先程、センター長が申しましたように、部品の調達が困難であるということで、既存のものが使えるかどうか、不可能であれば新しいものと入れ替えて対応をさせていただく考えですので御了承いただければと思います。

○議長（土井会長） よろしいですか。他にございませんか。

○末澤委員 はい。

○議長（土井会長） はい、末澤委員。

○末澤委員 末澤です。来年に支所の方に移転するということですが、移転した後の名称についてと地域での自主的な保健福祉活動に利用ということで考えているということで、これ以外は利用しようと思ってもできないのでしょうか。

○議長（土井会長） はい、答弁をお願いします。

○水田保健センター長 今回の保健センターの機能は、総合支所の方に移りますので、そこは保健センターではなくなる訳で保健センターの名称は使えませんので、新しくどのような使い方をするかによって名称が考えられるということになりますので、現在、名称については、その施設の使い方によりまして、今後、決定されていくと思っております。

○末澤委員 はい。対応方針にありますように自主的な保健福祉活動に利用できるようなとあり、施設が少ないので一般にも利用できるようにならないかと思いを聞いているのですがどうですか。

○水田保健センター長 はい。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○水田保健センター長 対応方針のところの自主的な保健福祉活動に利用できる考えです

けれども、この意味でございますが、使い道が自主的な保健福祉活動でないといけないという訳ではございません。従来、これまでこの施設につきましては、保健福祉行政、保健福祉活動に限って使用をしてまいりました。そこで、そういった活動自体をすぐ使えなくするのではなくて、従来使ってきた活動自体は、今後も活かしていかなければいけないという意味でございまして、これを利用できるようにということでございます。

○末澤委員 はい、議長。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○末澤委員 確認しますが、保健福祉活動の内容でなくても利用できるということで理解してよろしいですか。

○水田保健センター長 はい。こちらで地域住民の意見等いろいろな意見を参考に、今後の使い方を検討していくということでございますので、保健福祉活動だけでないといけないとか、それ以外でないといけないとかと言うことではございません。広く意見を求めていくということでございます。

○末澤委員 いつ頃までに検討するのですか。

○水田保健センター長 ここに高松市ファシリティマネジメント推進基本方針等を踏まえとしておりますけれども、全庁的に公有施設の有効利用とか長寿命化について根本的に再検討していくという考え方で、今、全庁的に進んでいるところでございます。その中で、保健福祉施設につきましても、今後の有効利用化、長寿命化につきまして検討しているところでございまして、今のところ、現在の状況を継続するというところで進んでいるところでございます。それで、この更新の最終的な計画を今年度中には立てるということを聞いております。そこで、方針が示されていくのではないかと思っているところでございます。

今年度中に方向性が出ますけれども、それを踏まえ何時からどのように利用していくかを決めていくということについては、まだ検討中というところでございますので、最終的に総合センターができるまでは、現状の状況で利用できるということでございます。

○末澤委員 はい、分かりました。

○議長（土井会長） はい、他に無いですか。はい、無いようですので、続きまして項目番号2、JR端岡駅周辺整備事業につきまして御意見等を賜りたいと思います。

○塩崎委員 はい、議長。

○議長（土井会長） はい、塩崎委員。

○塩崎委員 塩崎です。以前にも質問いたしましたけれども。駅の南側の農地ですけれど

も、太陽光発電の施設が設置されており、それについて農地転用の手続きができていのかというような質問をして、できていると言う回答もいただいたのですが、農地転用の許可をあたえる場合に止めることはできなかったのかなという質問をしたかったのですが、太陽光発電が設置されてしまうと何もできないのでないか、仮にこのような計画ができたので退いてくださいという場合に、何年保証するのだろうか、たぶん壊れるまで補償しなければいけないのでないか、そのようなことになると大変なことになるので、仮差し止めとか農地転用の段階で、できなかったのかとお聞きしたつもりなのですが、農地転用はできておりますとの回答だけをいただきました。それから、ここにある説明会は実施したが多数の地権者から反対の意見があったと、私は寡聞にして知らないのですけれども、ほとんどの方は賛成され、一部の方が反対されたとお伺いをしており、多数というのほど程の人数の方が反対されたのか、もし、分かれば教えていただきたい。

○議長（土井会長） はい、答弁をお願いします。

○木村都市計画課長 はい、都市計画課の木村でございます。

まず、1点目の農地転用の関係でございます。農地転用の許可基準については、この場では詳細にはお答えできませんけれども、基本的には、例えば、ここに道路ができると法的に確定された段階でありましたら法の制約があつて、そこに工作物とか建築物は設置できないというようなもので、設置を止められるという案件だろうと思います。この場所については、まだ道路ルート自体がどこにつくか決定されていないものですから、建築基準法とかで建築物の建築、工作物の設置を止められるかということ、それは止められないと、法的な流れで申しますとそういう形になります。農地法の流れもたぶん同じではないかと思えます。

実際、先に設置されたら事業を起す時にできないということかと思えますけれども、それは、計画がないところに先に設置された建物も同じですけれども、今後、ルートが決まって道路としての位置付けをしていけば、今あるものを補償していかなければならないと、その補償については、道路ですから公共補償基準というのがありますので基準の中で積算をして補償していく流れになります。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○三宅都市計画課課長補佐 同じく都市計画の三宅です。

多数の反対とは、どのような状況であったのかというのでよろしいでしょうか。

この説明会をした後の状況ですけれども、内容としましては、駅の南側に繋がる道路、

それから到達したところでの広場というような、大きな内容としては二つの施設の計画の御説明をしたのですが、ルート上の関係の方々の全部の方ではないですが、ほとんどの方の反対があったということでございます。以上です。

○議長（土井会長） はい、塩崎委員。

○塩崎委員 塩崎です。人数についてどうと言うのでないのですが、私が聞いているところによると、そんなに沢山の人が反対したと思えなかったのでお聞きしたのです。先程の太陽光の話ですけれども、法律的に問題はないかもしれませんが、現実に国分寺町の時代から駅の南を開発しましょうということでありましたので、そういう話し合いがある中では、設置するのは自由かもしれませんが、ある程度止められないのかなというのが私の個人的な素朴な意見なのです。なぜ、待っていただくとかその辺の話し合いができなかったのかと思うのです。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○木村都市計画課長 行政としましては、先程、お答えしたとおりでございます。事前にそういう御相談等があれば、私共も御協力をお願いできたのかもしれませんが、ただ、法的に根拠があって止めることができたかは、先程、お話ししたとおりでございます。現実問題としては、事前にそういう協議が無かった、後でお聞きしたところでは土地の有効利用も図らなければならないので設置したという状況でございます。

○議長（土井会長） よろしいですか。はい、他にはございませんか。

○平岩委員 議長。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○平岩委員 平岩と申します。今の関連ですけれども、状況がだいぶ変わってきていると思っているのですけれども、現在の状況を本当に知りたいのですけれども、反対と言うのはだいぶ前のことでないかと思うのですけれども、世代も変わっていますし段々と好転して行っていないですか。いろいろな人から聞きますと、反対と言う意見が徐々に静まってきたのではないかと思うのですけれども、現状がどうなっているのか聞きたいのですが、お願いいたします。

○議長（土井会長） はい、答弁をお願いします。

○木村都市計画課長 はい、確かに世代交代もあり感覚的な問題が変わってきているのではないかという状況もあって、その当時、いったん白紙にしようとなったのが22年、23年頃で、それから約5年経っています。その辺りもありまして再度、地元選出の議員

さん方の御意見、状況等をお伺いする中で、再度、協議について検討を進めて行こうとしている状況でございます。

個別にどの方がどうということまでは把握している状況ではございません。ただ、地元の方の中では状況を把握しているような情報もありますので、そのような状況の中で、事業の推進に取り組んで参りたいと考えております。

○平岩委員 よろしく願いをしておきます。

○藤本委員 はい。

○議長（土井会長） はい、藤本委員。

○藤本委員 藤本でございます。長年この審議委員をやっておりまして、この端岡駅関連が非常に心残りであった訳でございますが、今回、この回答を評価いたしたいと思います。

今までは地元協議会にまかせているというような結論でございましたが、今回、今おっしゃるように前の状況が変わったということもありますし、我々が強力にお願いしたということもありまして、市が地域の代表者と改めて協議すると、一步前進して積極的にお取り組みいただく覚悟を決められたということは高く評価したいと思いますので、是非実現に向けてよろしく願いしたいと思います。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○木村都市計画課長 はい。現に今、多くの議論が南側の議論に移ってきておりますが、当時、白紙に戻すという後に、北と南に分けて南が進まないのであれば北から実施しませんかということによって北に入りました。その中で、市で図面を作成し検討協議会を通して地元の方と協議を進めてまいりました。南の縮小版で北を進めて行き、北側につきましては、地権者との協議が整ってきました。

南についても、検討協議会の中で資料及び図面を作成し説明して、とにかく地元の総意については、地元で作っている組織の中で意見をまとめていただけませんかということで進めております。そこに対して積極的に入って進めて行きたいと思っておりますので、地元の方も御協力いただいて地元の総意取りまとめとかを助けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土井会長） はい、よろしいですか。

○佐々木委員 議長。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員さん。

○佐々木委員 佐々木です。北側の進捗状況ですが、今年度中に、どの程度のことができ

るか可能なところで御説明いただけたらと思います。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○木村都市計画課長 北側につきましては、地権者の方との協議は、ほぼ整いました。御協力をいただいて感謝しております。

その中で、建物を使われている状況もありますので、移転されてその後建物を撤去されるまでは補償の内容でございますので、撤去された後に、地元への工事の説明をして現地の工事に入らしていただきます。工事に入る予定としては、建物の撤去後になりますので、年度末頃になると考えております。

工事に入れば、土地は、その時点では、市の名義になっておりますので、工事自体は1年以内には十分できるようには思っております。それまでに、県道等の関係機関との協議はすでに終わっておりますので、工事に入れば早いと考えております。以上が進捗状況でございます。

○議長（土井会長） はい、他にはございませんか。はい、無いようですので、続きまして、国分寺北部コミュニティセンターの南館の取り扱いについて、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○佐々木委員 はい、議長。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 佐々木です。平成18年に耐震の診断を行ったということですが、これはコミュニティセンターの建物としての位置付けでの耐震診断か、市全体にこのような公共施設を対象に昭和56年以前の建物についてすべて実施したものかどうかお伺いしたいのと、耐震診断した結果、これについては利用できないという形で言われておりますけれど、そういう観点からどう取り扱っていくのかお聞きしたいのと、コミュニティセンターの状況ですけれども、それぞれの地域での公民館等がコミュニティセンター化されたものですけれども、北部のセンターについては、本館と分館が一体で取り扱いされていたと、それが、建物全体を合わせると非常に広く他の地域と比較すると、そぐわないから撤去するというのは、これは非常に行政の一方的な考えではないかと、地域ではその施設を活用していろいろな面での取り組みをしてきている訳ですから、コミュニティセンター化するのであれば、本来的には、その時に一体化したものであって、当然、両方の施設を残すべきであったかと思うのですけれども、それが結果的にこういう形になっているのですけれど、今、コミュニティ協議会が44地域ありますから、それぞれの地域が、今まであ

った建物、また、これから整備していこうとする際に、市の基準として、これだけの人数、世帯であればこのような施設という基準があるのかどうか、有ったものを壊してまでいくということは、我々にとっては理解できないということでございます。

それと、センターとして活用するのではなく倉庫として、当分の間、活用するのであれば市の方針に従って建物の処遇について考えるということでございますけれど、今、センターの倉庫として活用させていただいておりますけれど、もし撤去するというのであれば、それに代わるべきものの対応はしていただけるものか、どうかお聞きしたいと思います。

○議長（土井会長） はい、答弁をお願いします。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。大きく3点かと思えます。18年度の耐震診断でございますが、56年以前の耐震基準が変わった以前の建築物については、すべて耐震診断をいたしております。

それから、改築の際の基準でございますが、現在、市内には52館コミュニティセンターがございまして、順次、改築をいたしております。第1点のコミュニティセンターについては、すべて耐震診断を行っております。第2点の改築している順番は、先ずは、耐震補強が必要なものを、現在、行っております。これが終わりますと老朽化に応じて古いものからというように入っていきます。もちろん委員さん御指摘のように、当該地区の人口規模に応じて施設規模を決めている訳でございますが、あった施設はすべてコミセン化すべきでないかの御意見であったかと思っておりますが、コミュニティセンターの改築にあたっては、平等性という観点から当該その地区の人口規模に応じたものということで、すべて改築にあっております。

第3点でございますが、現在、倉庫に使っているので、これを撤去するのであれば代替えのものがいるのではないかとございまして、これは市としても認識しております。現在の北部コミュニティセンターを改築した段階で倉庫機能はできておりませんので、倉庫で使用している南館を撤去する場合には、代替え施設を建設するという事で対応したいと思っております。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 説明を聞く中で、コミュニティセンターについては、全部、耐震診断をしていると、56年以前のもので耐震診断して、それが適当でないものはすべてやり替えるというものでないかと思うのですが、コミュニティセンターだけでなく市全体の他の施設の倉庫等についても56年以前のもので耐震診断をして不適當なものはすべて撤去して

いくのかどうか御聞きしたかったのです。

○多田市民政策局次長 市の施設全般について言いますと、耐震基準が変わる以前の56年以前のものを実施しております。コミュニティセンターに限って言えば、52館すべて耐震診断をしているということでございます。

○佐々木委員 はい、分かりました。それと、最後の、現在、倉庫として使っているものについて、撤去する場合は、代替えの適当なものを設置していただけるという認識でよろしいでしょうか。

○多田市民政策局次長 はい、倉庫につきましては必要と思っておりますので、今のものを撤去する場合には、倉庫は造るということで考えております。

○議長（土井会長） はい、よろしいですか。

○佐々木委員 はい、ありがとうございます。

○議長（土井会長） はい、他にはございませんか。はい、無いようですので、以上で、会議次第3の議事は終了いたします。

次に、会議次第4の、その他でございますが、この機会でございますので委員さんの方から、特に、地域審議会にお諮りすることがございましたら、挙手をお願いします。

○議長（土井会長） はい、塩崎委員。

○塩崎委員 塩崎です。質問をいたしたいのですけれども、現在の国分寺支所は、高松市地域行政組織再編計画に基づいて、地域住民の福祉や利便性の向上につながる行政サービスを新たに取り扱うことになりまして、西部南総合センターとして新しく生まれ変わり、所管する事務量の見込みが、業務数で38.1%の増加が見込まれると予想されておりますけれども、今の庁舎内にある郵便局が現状のままで、この業務数の増加に対応することは、私としては大変難しいように考えます。この郵便局の移転について、どのようにお考えになっているのか、また、平成22年に目的外使用許可として、許可され使用されているようですが、なぜ、目的外許可とされたのかお伺いをいたします。この庁舎ですけれども、自治法では、限定された相手及び用途でしか認められていなかったのでありますけれども、平成18年の改正によって、現行の行政財産に係る制度の基本は維持しつつ、新たに一定の場合に建物の一部を貸付けすることができることとなったのでと思います。私は、このことを基にして、郵便局に貸付けられたものと考えておりましたが、何故、目的外使用許可とされているのか。

次に、使用許可をした場合において、公用若しくは公共用に供するため必要性が生じた

ときは、その許可を取り消すことができるとなっておりますけれども、郵便局にこの申し入れをすることについての考え方をお伺いいたします。

それから、先程から、保健センターが統合によって廃止されるということで、先程から言っておりますように、貸付けができるようになっておりますので、郵便局に保健センターを貸付けるか、それから、北部の倉庫として利用している南館が撤去されることになれば、郵便局と併設して防災センター的なものとして利用すれば非常に利用価値が上がるのではないかと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（土井会長） はい、答弁をお願いします。

○多田市民政策局次長 はい、地域政策課からお答えします。

この国分寺支所内の郵便局につきましては、当時の郵便局株式会社四国支社から国分寺郵便局の業務縮小により支所内の空きスペースの利用したい旨の要望がありまして、市としても、合併後の空きスペースの有効利用、また、市民の利便性の向上にも繋がりますことから、平成22年6月から行政財産の目的外使用ということで、使用料を徴収した上で使用許可を行ったものでございます。

目的外使用許可したことにつきましては、行政財産の貸付けの場合は、長期に渡ることとなるため、庁舎スペースの利用状況や活用策等を総合的に判断し、地方自治法第238条の4第7項の規定及び高松市公有財産事務取扱規則第26条に基づき、支所業務を妨げない限度での、使用を許可することとしたものでございます。

今後の総合センター化により、業務数は増加いたしますが、総合センター業務は、既存の1階の執務室で保健センター用のホールは3階の空きスペースを改修することで対応することとしておりまして、現在のところ、郵便局スペースの活用予定はございません。したがって、現時点では、郵便局に対して使用許可の取り消しを求めること、また、郵便局の保健センター跡への移転については考えておりませんが、行政財産は、行政目的のために利用されるべきことは当然でございますので、総合センター開館後の利用状況を見極めながら、適宜、使用許可の判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（土井会長） はい、塩崎委員。

○塩崎委員 塩崎です。この問題については、国分寺支所が、今後、西部南総合センターとして活用されることにあたり、地域住民の福祉や行政の利便性の向上に繋がるかどうかについて問題提起をしたものであって、本来、庁舎等は一般に使用されたり貸付けたりするものではないのであり、特別な場合に限って目的外使用とか貸付けをしているのであ

て、業務数が約4割程度増えるということですから、どうも目的外使用というのはいかななものかと思うのです。全国的に調べてみたのですが、目的外使用で貸付けているところはほとんどなく、空きスペースの賃貸借契約によって貸付けているようです。長期的になる場合は、行政財産のままで貸付けができるようになったので、貸付けるのであれば、その方法がいいのではないかと考えるのですけれど、いかがでしょうか。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○城下市民政策局長 はい、市民政策局長の城下でございます。

自治法の改正というものが何年かに一度されまして、特に、財産管理については、昔の伝統的な行政財産というものは必ず行政目的で使うという考え方から、世の中の考え方が緩くなってきて、民間にも使える道を拓けようという方向に向いております。そういった流れがあると言うのは、例えば、国の方の政策でも行革であるとか規制緩和であるとか、そういった流れがここしばらくありましたけれども、その流れの中で行政財産であったとしても民間の利用に供することによって、その財産の価値が全体として発揮され地域住民にとってプラスになるとか地域経済にとってプラスになる場合については、いろいろと制約はありますけれども一定の基準の中で認めていきたいと思いますという流れができていて、18年の改正もそういう趣旨であったものと理解をしております。

18年の改正以前の制度としては、例外的に目的外使用許可という制度があったということで、本来の庁舎行政目的以外の目的で利用する場合であっても、本来の行政目的の達成にプラスにはたらく場合については、例外的に目的外使用許可ということで認める制度があって、現在、その制度によって郵便局への使用を認めているものと思います。

18年に貸付けという制度が行政財産についても認められるようになりましたので、はたしてどちらの制度によってすべきものなのかについては、御指摘でもございますので少し検討してみる必要があるのかと思います。法律上の制度なので、それぞれ目的及び条件が異なるのですが、大きく捉えますと、公共の施設を民間の利用に供するということが全体として良い方向に向くのであれば、それを進めて良いという制度でありますから、本件について、どちらの方が馴染むのか考えてみる価値はあるのだろうと思っておりますので、制度論として、どちらを使うのかについては検討してみたいと思っております。

公共施設の活用という点については、先程、保健センター関係のところでもありましたように、ファシリティマネジメントという考え方で取り組んでいこうということにしております。財産管理というものを総合的に良い方向にしていきたいと思いますという考え方で

御承知のように人口減少が言われている中で、高松市の公共施設が、面積で言いますと140万㎡程と膨大な数がございます。今まで建設している公共施設というものについては、バブル期に建設したものが非常にウェイトを占めており、当時としては人口が右肩上がり伸びていくとか経済が伸びていくというような考えの中で行ってきた経緯もございますので、今日のような人口減少をあまり考えていなかったことがあろうかと思えます。ただ、今現在、総合戦略でも言われておりますように、人口が減ってくるということで、高松市の推計でも、現在、42万人の人口が45年後の2060年には、26万とか28万位になるという大幅な減が見込まれております。そうなりますと、当然、税収の問題も出てまいりまして、財政の規模がどうしても縮小されることが予想される。そうしますと、今、公共施設の年間の維持管理費が数年前に調べますと約150億円程度の経費が掛かっております。その経費を30年後、40年後に負担できるかといいますと、それはできません。施設の再編ということを考えていかなければならないことは、絶対的な条件になってきております。そうした時に、地域で考えてみますと、それぞれ事情がある中で画一的に統廃合する訳にはいかないもので、どのようにしてくのかということを経済の皆さんと合意形成する中で行っていかうというのが、このファシリティマネジメントの考え方でございます。個々の具体的な話は、いろいろと利害も絡みますので非常に難しいと思うのですが、私共としては、今、申しあげたような大きなスパンの中で、市全体が持続的なサービス提供をしていくということを見通さないといけませんので、大きな見通しの中では、そういった考え方の中で、個別の事案については、一つ一つ丁寧に解決していかねばならないということで、非常に難しい問題ですけれども前向きに取り組んでいかうと考えておりますので、今後とも御理解、御協力をいただきたいということでございます。

○塩崎委員 少しだけよろしいですか。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○塩崎委員 塩崎でけれども、郵便局に貸していることが問題あるとかそういった問題ではないのですが、行政に関して今度、再編された時に問題が出てこなかったら何等問題ではないので、非常に便利だし非常にいいものですから有るのでいいのですけれども、これだけ業務量が増加して、大変な状況になってから、退いてもらうことになったのでは困るかと思って提案した訳です。

○城下市民政策局長 繰り返しの説明になりますけれども、行政目的で作っておりますの

で、例えば、今後、退いていただかなければとなった時には、そういった判断をし、行政目的で使用するということをございます。

○藤本委員 はい、議長。

○議長（土井会長） はい、藤本委員。

○藤本委員 関連してですけれど、郵便局との賃貸契約の期間は、何年でいつが期限ですか。

○城下市民政策局長 はい、議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○城下市民政策局長 はい、城下でございます。今現在は、目的外使用許可という行政処分が1年単位ということになっております。塩崎委員さんの御指摘の点は、もう一つの制度の貸付けと申しますか、民間で言う賃貸借という方法も取れるようになったのだから、それを検討してみてもどうかといった御意見で、先程、私の方からは二つの方法がありますので、どちらが良いのかをよく考えてみたいというように答弁を申しあげております。

貸付けということなので、民法上の考え方になってくるかと思っておりますので、貸付けの期限は一般的には任意に決められるだろうと思っておりますが、借地借家法との関係も考えながら、市の財産管理上、不利にならないような契約にしていかなければならないものと思っております。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○藤本委員 一般の住民とすれば、やはり、期限が無いという契約というのは、我々の民間の人間としては、少しなじまないですね。

○城下市民政策局長 仮に、賃貸借にするにしても一般的には期限を設けるということになるかと思っております。つまり、庁舎という建物は庁舎として造っておりますので、そういう行政財産の前提の中で期限を設けるべきだと思っております。一方、市が持っている建物の中で、行政財産ではなくて民間の所有物と同じような、一般に貸付けしたり収益を生むための普通財産という区分の財産もございます。そういったものについては、当分の間、行政利用の必要が無いという場合には、将来、ずっとお貸しするという判断の基で契約をしているものの中にはございますが、庁舎ということをございますので、まず、そういった方向ですることはないと思っておりますので、庁舎利用ということが担保できる範囲以内での契約をすると、したがって年限も設けることは普通に考えないといけないことだと承知しております。

○議長（土井会長） はい、藤本委員さん。

○藤本委員 先程、ファシリティマネジメントの計画におきましても、そういった考え方というのは大切だと思います。従来の一考だけの考えではいかがかという。今回、こういったことがあって特にそう感じました。

○議長（土井会長） はい、他にはございませんか。はい、末澤委員。

○末澤委員 末澤です。今、お話がでておりますので関連ですが、これによって車の出入りが非常に多いのです。図書館の利用、あるいは支所に来る車も多いということで、今、庁舎の軒の雨よけとか、出入り口の利用が非常に難しいことになっていると思いますので、この点の整備をする計画は有るのですか。

○議長（土井会長） はい、答弁をお願いします。

○多田市民政策局次長 ただいまの総合センター化に伴う駐車場の出入りの問題につきましては、センター化に向けた改修工事の中で、見通しが良くなるように花壇の隅切り等を考えております。

○議長（土井会長） はい、よろしいですか。はい、豊嶋委員。

○豊嶋委員 はい、豊島です。今のことに関連するのですが、これまでの審議会においても意見がいろいろ出ていますが、県道国分寺中通線の国分寺支所周辺の渋滞は、店舗増加等による周辺環境に伴って渋滞がひどくなる一方にあると思います。また、支所の出入り口での事故も発生していると聞いており、実際に、北の方から来ますと南からの車が渋滞していて、支所の駐車場になかなか入れないこともあって、こういったことで渋滞をしたり事故の原因になっていると思います。

平成29年1月に総合センター移行ということで、是非、関係機関と連携し県道国分寺中通線拡幅、三木国分寺線の延長等の渋滞緩和策を早急に検討していただきたいと思います。また、現在、支所駐車場への主たる出入り口は1か所ですが、町内の方は、北側や西側の方から出入りもしているのですが、町外からの方も増えると思いますので、そういった出入り口等も活用できないのか検討をしていただけたらと思います。

○議長（土井会長） はい、答弁をお願いします。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。豊嶋委員の御質問にお答えしたいと思います。

主要地方道国分寺中通線の拡幅についてでございますが、国分寺支所周辺において時間帯により交通混雑が見受けられることは十分承知しております。道路管理者の県によりま

すと、地域の実情に応じた道路整備に向けて、道路整備の全体の優先順位を考慮しながら適切に対応していきたいとの回答をいただいております。市といたしましては、交通渋滞の緩和及び交通安全の確保を図るため、県道拡幅について、今後も要望をしまいたいと存じております。

なお、先程も申しあげましたが、総合センター整備に合わせて、支所出入り口において、車両からの見通しの改善を図るべく改良工事もおこなってまいりたいと存じます。また、主要地方道三木国分寺線の延長要望につきましては、県にお伝えしてまいりたいと存じます。

○議長（土井会長） はい、よろしいですか。はい、他にございませんか。無いようでございますので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。皆様の御協力を得まして短時間でございましたが、円滑な会議の進行ができましたこと、お礼申し上げます。

○事務局（宮武） それでは、これもちまして、平成27年度第2回国分寺地区地域審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

午前11時35分 閉会

会議録署名委員

委員

吉井清

委員

小松澄男